

東京外国語大学学術データ管理・公開ポリシー 解説

東京外国語大学学術データ管理・公開ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）の骨子は、以下の三点を明確にすることにある。

東京外国語大学（以下、「本学」という。）において、

- (1) 学術データの管理、保存、共有、公開および利活用（以下、「データ管理等」という。）の方法はデータを収集・生成した研究者または研究プロジェクトが主体的に決定すること
- (2) 研究者は自らが収集・生成した学術データを法令や学内の倫理基準などの規範に沿って適切に管理すべきであること
- (3) 本学は研究者によるデータ管理等の支援を行うこと

（目的）

1. 東京外国語大学（以下、「本学」という。）は、「多言語多文化化する日本と世界で、人々の共生に寄与する人材、そして地球的課題に取り組むことのできる人材の養成」と、「共生社会の実現に向けた社会貢献事業への取り組み」をミッションとして掲げている。本学ではその一環として、地球上の様々な言語文化、歴史的背景をもつ人々の営みを探究する研究者が、その研究過程で収集する、あるいは生成する学術データを適切に保存・管理し、それらの学術データを「人類の知」として蓄積するための環境を整備することをめざす。

学術データの公開および利活用の方法については、研究の対象となる社会の文化的、政治的背景に配慮する形で、その社会に生きる人々の立場と研究者の立場の双方に留意し、個々の研究分野の特性に柔軟に応じていくこととする。

本学は、研究対象である社会、そこに属する個々人との十分な対話を行うことにより、学術データの公開・利活用に内在するリスクと利益を認識・考慮しつつ、「人類の知」の蓄積と共有の方法の確立をめざすことで、学術研究の広範囲にわたる発展と、地球社会の調和ある多文化共生に大きく貢献することができると考える。

以上の理念のもと学術データ管理・公開ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

本ポリシーは本学の基本理念のもとに策定されており、基本的な方針を示すものである。本学の多様な研究分野を考慮すると、データ管理等の方法は一律に決められるものではなく、研究分野・研究対象となる地域の背景・特性に応じた対応が求められる。本解説では、ポリシーの中で用いられている用語と内容の解説を行う。

データ管理等に際しては、国内外の法令、学内の倫理基準や規程等に特段の定めがある場合は、それに従うことが必要である。

なお、学術データの中でも、公的資金による研究活動の中で生成され電磁的な形態により管理が可能なデータ（以下、「管理対象データ」という。）については、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議）に即してデータ管理等を進めることが求められる。

https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt_jyohoka01-000015787_06.pdf

また学術データ一般の保存については、本学が定めた「研究資料等の保存等に関するガイドライン」に記載されている原則も順守する必要がある。

http://www.tufs.ac.jp/documents/research/illegal/shiryohozon_guideline.pdf

(学術データの定義)

2. 本ポリシーが対象とする「学術データ」は、本学における研究活動において収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

本ポリシーにおける「学術データ」は主に以下のものを指す。

- ・研究の素材として収集または生成された一次データ（例：音声・画像・映像データ）
- ・一次データの収集や生成の段階で作成された記録（例：調査行程表、質問票とその回答、フィールドノート、実験ノート）
- ・一次データの分析・処理により生成されたデータ（例：アノテーションデータ、加工データ、解析データ）
- ・上記のデータに基づく研究成果（例：発表原稿、講演資料、論文、メディアコンテンツ）
- ・その他研究活動に関連するデータ（例：データ処理プログラム）

(学術データの管理主体)

3. 本学では、原則として学術データを収集または生成した研究者がその学術データの管理を行う権利と義務を有することを認める。

本ポリシーにおける「研究者」は、本学の役員、教職員、学生等で、本学において研究活動を行う全ての者を指す。ここには、名誉教授、研究員、共同研究員など、本学との雇用関係がなくとも本学における研究活動に携わる者を含む。

本学の研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した学術データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

■学外に在籍する研究者、および学生が収集・生成した学術データのデータ管理等に際しては、研究代表者、受入研究者、指導教員およびそれに準ずる者が、内容や条件等を踏まえその方法を決定するものとする。学生の有する学術データについては指導教員が最終的な責任を持つこととする。また本学を受入機関とする公的資金により学外に在籍する研究者が収集・生成した学術データのデータ管理等は、原則として当該の公的資金（例：科研費によるプロジェクトなど）の学内責任者（研究代表者・分担者など）が最終的な責任を持つこととする。ただし、他大学・機関に在籍する分担者が収集・生成した学術データのデータ管理等は、本学の研究代表者と当該分担者の協議により定めることとする。

(学術データの管理)

4. 研究者は、法令、学内の倫理基準や規程その他これに準ずるもの、学術データの性質やそれぞれの研究分野の要件に従って学術データを管理する。

機関リポジトリ等への登録を含め、学術データの管理方法については、原則として、個々の研究者または研究プロジェクトが決定する¹。

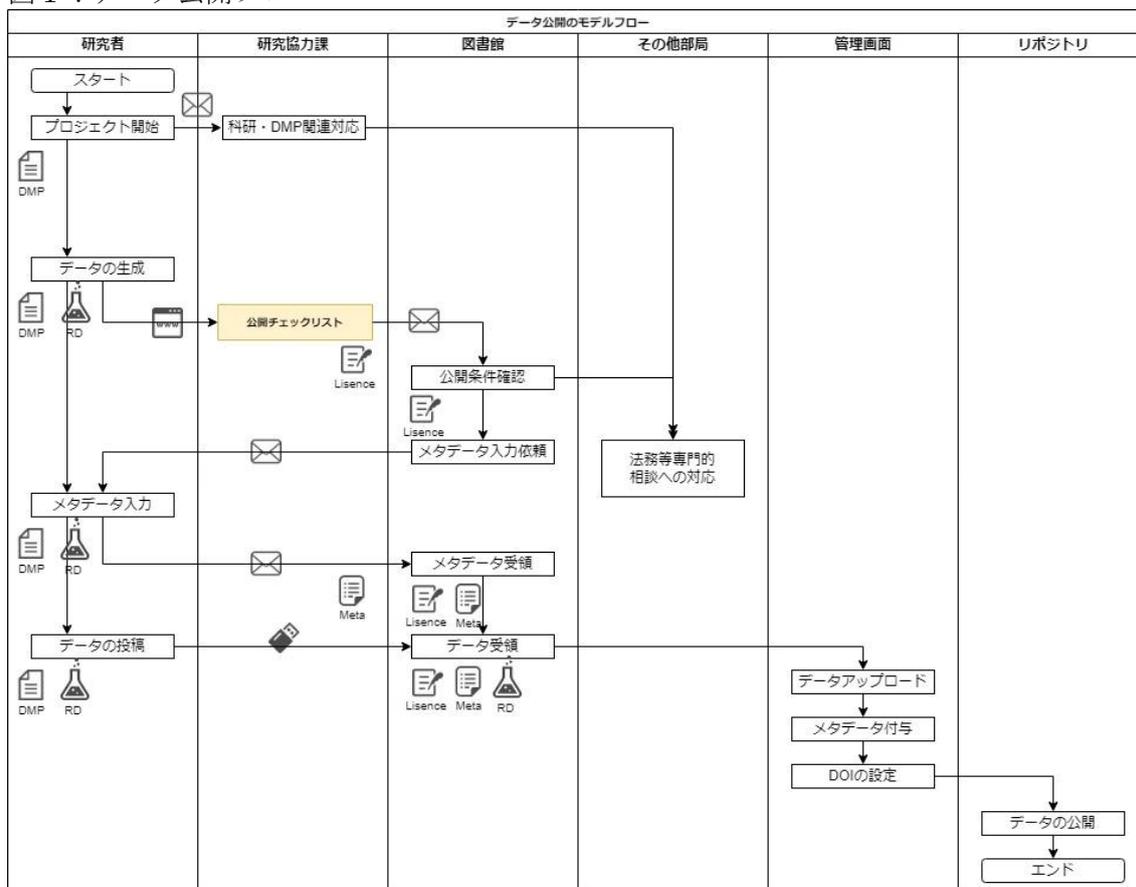
■以下が管理・公開のための具体的な流れの一例である。（公的資金による研究における「管理対象データ」の管理・公開を想定した流れを示している。）

1. 研究開始時、Data Management Plan(DMP)を作成

¹ただし、「管理対象データ」については、メタデータを付与する等、追跡・検索が可能となる形で管理することとする。

2. 研究期間中、学術データを適切に保存、利用する。
3. 研究期間終了までに「管理対象データ」の範囲を定める。「管理対象データ」以外のデータについては、「研究資料等の保存等に関するガイドライン」(http://www.tufs.ac.jp/documents/research/illegal/shiryohozon_guideline.pdf)に基づき、保管や破棄を判断する。
4. 「管理対象データ」にメタデータを付与する。
5. 「管理対象データ」を「公開するデータ」「共有するデータ」「共有も公開もしないデータ」に区分する。
6. 「公開するデータ」を公開する。

図1：データ公開フロー



■上記第1項の解説「研究資料等の保存等に関するガイドライン」に基づき、以下の点についても留意されたい。(以下上記ガイドラインより抜粋)

- ・科学研究費助成事業等の共同研究の研究代表者は、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて、関係者と相談のうえ、バックアップをとって保管する又は所在を確認し追跡可能としておく等の措置を講ずるものとする。
- ・科学研究費助成事業等の共同研究の研究代表者及び分担者の転出や退職に際して、学長または学長が指名する者は前項の措置を講ずるものとする。
- ・研究資料等のうち、論文執筆のもととなった調査資料や数値データ等の保存期間は、理系分野の研究資料の一般的な保存期間に準じて、原則として当該論文等の発表後10年間と

する。電子化されたデータについては、メタデータの整理・管理とともに、適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存すること。

■データ管理等に関して遵守すべき本学の規程その他これに準ずるものには以下のものがある。さらに、学内の倫理基準も順守することとする。

- 国立大学法人東京外国語大学研究活動に関する研究者行動規範
- 国立大学法人東京外国語大学公的研究費の運営・管理に関する教職員等行動規範
- 国立大学法人東京外国語大学研究活動における不正行為の防止等に関する指針
- 研究資料等の保存等に関するガイドライン
- 国立大学法人東京外国語大学個人情報保護規程
- 国立大学法人東京外国語大学個人情報の管理に関する細則
- 国立大学法人東京外国語大学安全保障輸出管理規程
- 東京外国語大学における人を対象とする研究に関するガイドライン
- 国立大学法人東京外国語大学受託研究等取扱規程
- 国立大学法人東京外国語大学共同研究取扱規程
- 情報セキュリティポリシー
- オープンアクセス宣言・オープンアクセス方針
- 東京外国語大学学術成果コレクション運営方針

(学術データの共有・公開)

5. 研究者は、法令、学内の倫理基準や規程その他これに準ずるもの、学術データの性質やそれぞれの研究分野の要件、および収集した地域・社会の特質を踏まえた倫理的要件に従って学術データを共有・公開する。

学術データをどのレベルで公開・共有するかについては、原則として、個々の研究者または研究プロジェクトが決定するものとする。

■データとそのメタデータの共有・公開のレベルは以下に図示したパターンに分けられる。

図 2: 公開のレベル

メタデータ	公開・共有のパターン					
	公開			共有		非共有 非公開
管理対象データ	公開	共有	非共有 非公開	共有	非共有 非公開	非共有 非公開

https://www8.cao.go.jp/cstp/ms_metadatainstructions.pdf
 ムーンショット型研究開発制度における メタデータ説明書 (第2版)
 2021年9月13日

■公開・共有の可否や時期、利用条件の設定については、法令等を遵守すること。また、管理・公開する学術データの信頼性については、原則として研究者個人または研究プロジェクトがその責を負うものとする。ただし、学生が公開する学術データについては、指導教員が、本学を受入機関とする公的資金により学外に在籍する研究者が収集・生成した学術データについては、原則として当該の公的資金（例：科研費によるプロジェクトなど）の学内責任者（研究代表者・分担者など）が最終的な責任を負う。

学術データの共有・公開に関しては、研究分野の特性やデータの性質等に応じ、利用者に対して適切な利用条件を付し、その遵守を求めるものとする。

■共有・公開に際して、法令等の他に留意する必要がある事項として以下のものが挙げられる。

- ・分野・研究コミュニティの慣習
- ・研究対象である社会やそこに属する個々人の安全・生活が脅かされる危険性の回避。
- ・個人情報
- ・肖像権
- ・国家安全保障、国際関係（データの取扱いに関する各国の国内法及びEU規則ならびにデータ管理の原則であるFAIR原則などの遵守を含む）

※「FAIR原則」とは「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略

- ・共同研究契約や個別の契約
- ・第三者が権利を保有するデータについての許諾状況
- ・データ公開・共有によって研究の新規性、学術上の優位性が脅かされないか

■特に公開をすすめるべきデータには以下のものがある。

- ・論文のエビデンスとなるデータ
- ・すでに何らかの形で公開されているデータ（印刷体の出版物やオンラインデータベースの元データなど）

※ただし、公開しても問題ないかどうかは、現在の文脈で改めて見直してから公開する。

■データ共有・公開の際にはその主体となった研究者の異動・退職後の取扱いをあらかじめ定めておくことが望ましい。

（大学の役割）

6. 本学は、学術データの保存、管理、共有、公開および利活用を支援する環境を整える。

1. 学術データを管理するためのデータプラットフォームを提供する。
例) GakuNinRDM の提供
2. 研究データ管理計画等、学術データの管理に関する計画や行動を支援する。
例) DMP の作成に関する相談受付
3. 学術データを公開するための機関リポジトリを提供する。
4. 公開する学術データのメタデータ作成を支援する。
5. 学術データの共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用を支援する。
6. 学術データに関する契約、法務等を支援する。
例) 研究協力課を通じて、弁護士に相談する。
7. 学術データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。

なお、データ管理等に関する研究者および各部局等の役割は表1のようになる。

表1 データ管理等に関する役割分担表

			大学 執行部	研究 協力課	学術 情報課	情報 企画室	研究者	摘要
1	方針等	学術データポリシーの策定	○					
2	情報基 盤整備	認証、情報セキュリティ、 ストレージ				○		
3		機関リポジトリ			○			
4	支援体 制	学術データ管理に係る情報 共有、「解説」の更新		○	○	○		随時
5		学術データ管理に係る研修		○				GakuNin LMS 等の活用 https://lms.nii.ac.jp/
6		学術データにかかる法務関 係の相談		○				
7		変更事項等の周知		○				助成機関の情報 収集等
8	学術デ ータの 管理 ・公開	データ管理計画(DMP)作成					○	
9		研究過程における学術デー タ管理					○	
10		「管理対象データ」の範囲 を定め、メタデータを作成 し、公開可否を区分する					○	「公開」「共 有」 「非共有・非公 開」
11		学術データ（公開データ） の登録申請					○	研究者から図書 館に依頼
12		デジタル形態の学術データ 公開			○			
13	実績の 評価	公開実績の評価	○					

(見直しについて)

7. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。